

平成19年 7月27日 第2回嬉野町・塩田町商工会合併協議会

別紙 役員選任の方法に関する事

商工会標準定款例第22条及び商工会運営規約例第12条、第13条に準じて定めることとする。

役員候補者選出

1. 役員候補者は役員定数35人以内のうち31人以内を地区別の会員数に、均等割・会員割併用で各地区の数を定めて選出する。
2. 青年部2人(部長1人、副部長1人)、女性部2人(部長1人、副部長1人)は役員候補として別に選出する。
3. 第1項及び第2項により選出された役員候補者の中から選考委員を選出し、会長1人、副会長2人以内、理事30人以内、監事2人以内を決定する。

選出方法 業種別とする。